

J・M・ベルンライターと南スラヴ問題 —『ボスニアに関する所感』（1908年）を読む—

村上 亮*

Joseph Maria Baernreither and South Slav Question
Through an Analysis of “Bosnische Eindrücke: Eine Politische Studie” (1908)

Ryo MURAKAMI*

ABSTRACT

This article addresses the annexation of Bosnia and Herzegovina proclaimed by the Habsburg Empire (Austria-Hungary) in October 1908. This historical event essentially links to the problem of the state system's problem (*Augsleich* in German) and the national problem, the South Slav Question, of the Habsburg Empire. However, historiographic studies have not paid close attention to the significant relationship between the annexation and these two problems. To solve this problem, I would like to focus on Dr. Josef Maria Baernreither (1845-1925). Baernreither, as a member of the Bohemian Diet and Austrian Parliament, having an intimate knowledge of the South Slav Question, recognized the importance of the incorporation of the new territory for the stability of the Habsburg Empire. Therefore, in this paper, I would like to examine Baernreither's perspective on the Habsburger rule in Bosnia and Herzegovina through his memoirs and documents.

キーワード：ベルンライター、ボスニア併合、南スラヴ問題、二重制

1. 序論

1.1 ハプスブルクとボスニア・ヘルツェゴヴィナ

1908年10月に断行されたハプスブルク（オーストリア・ハンガリー）によるボスニア・ヘルツェゴヴィナ（以下、ボスニア）併合は、外交史の文脈で注目されることが多い。この事件は、長年にわたって続いたバルカンをめぐるハプスブルクとロシアの協調関係を破壊するとともに、ハプスブルクとセルビアの関係を極度に悪化させた。これがイタリアによるリビア侵攻（伊土戦争）、2回に及ぶバルカン戦争へとつながり、最終的には第一次世界大戦に帰結した。ハプスブルク、バルカン諸国、イタリア、ロシアにおける軍拡競争を激化させる転機としての併合の意義も忘れてはならないだろう¹。

ボスニア併合がハプスブルクによる膨張政策の一環だったのか否かについては見解がわかるが、併合に先立つ30年間の占領状態に鑑みると、現状維持との理解がよりふさわしいと

*大学教育センター兼任教員・人間文化学部准教授



図1 二重制におけるハプスブルク帝国の版図²

思われる。H・ハンチュは「1908年はハプスブルク帝国の対外関係史における分水嶺」としたうえで、君主フランツ・ヨーゼフと共通外務相 A・エーレンタールにとって、ボスニア併合をベルリン会議で承認されたハプスブルクの権利を確保した「保守的政策」とみなした³。G・クローネンビターは、併合の意義について「1878年から1914年までの時期において、ボスニア併合は当地の占領や暗殺〔サライェヴォ事件を指す〕の結果としての開戦決断に比べると膨張政策的な断絶とはいえない。しかしながらオーストリア・ハンガリーの権力状況は、併合によって局地的、そしてヨーロッパ全体の枠組みでも持続的に変化した」と指摘する。さらに「〔ハプスブルクの〕政治家、行政の専門家、ジャーナリストはバルカンやアドリア海への関心を強めるとともに、歴史的、文化人類学的、経済的、戦略的な根拠をバルカンにおける影響力の行使と勢力拡大に結びつけた⁴」と論じる。それでは、併合当時のボスニアはいかなる情勢だったのだろうか。ここで先行研究を概観しておこう。

第一は、ハプスブルクのボスニア支配に関する研究である。この前提として論及すべきは、ハプスブルク統治の評価とサライェヴォ事件(1914年6月28日)の評価が表裏一体であり、第一次世界大戦の開戦責任問題とつながっている点である。端的にいえば、プリンツィプを「テロリスト」とする見方にたてば、ハプスブルク統治は「善政」となる一方、フランツ・フェルディナント夫妻を暗殺した G・プリンツィプを「英雄」とする見方にたてば、ハプスブルク統治は「悪政」となる⁵。セルビア人研究者は総じて後者の立場をとり、「植民地統治」として消極的にとらえる傾向が強い。たとえば A・ニコリチは、イギリスのエジプト支配との比較のなかで、ボスニアにおける農地改革、重税、腐敗などの懸案の未解決を批判し、双方の共通点として「民族運動の抑圧と政治活動、教育の完全な支配」をあげている⁶。

かつて A・J・メイは、ハプスブルクの植民地事業が海外に積極的に進出した他の列強諸国とは異なりボスニアに限定されたと記したが⁷、ハプスブルク支配下のボスニアを「植民地」とみなすか否かについて、先行研究の見解は割れている。紙幅の都合上、ここでは C・ルートナーの包括的な論考を紹介したい。彼は、ハプスブルクが掲げた「バルカンにおける平和と文化的使命」を「帝国の時代における特徴的な政治的行動の原型」と位置づけた。そのうえで、ハプスブルクの国制におけるボスニアの特殊な立場、現地のエリートを介した間接的支配、行政の住民生活への介入、学術機関の創設、自己認識を創り出す政策(後述のボスニア主義政策)、本国の経済利害によるボスニア市場の独占、現地住民の徴兵などをあげ、ボスニア支配を植民地支配に近い「擬似植民地主義」に分類した⁸。

第二は、ボスニア併合がハプスブルク国内に及ぼした影響に関する研究である。これについてはM・コーンウォールの仕事から2点を摘記しておきたい⁹。1点目は、ハプスブルクの首脳にとって最も深刻な民族問題、南スラヴ問題と併合の関連である。彼によれば、これはハプスブルクの国内外に居住するセルビア人、クロアチア人、スロヴェニア人などの南スラヴ人の統合をめぐる難題であり、ウィーンやブダペシュトの要路者にとっては国内の南スラヴ地域への野望をもつセルビアの脅威、「大セルビア主義」と同義だった。とくにかかる膨張主義的な構想がボスニアのセルビア正教徒だけでなく、イスラム教徒、カトリック教徒も「セルビア人」とみなし、この地の領有を正当化した点は見逃せない¹⁰。一方ボスニアは、ハプスブルク国内のクロアチア人にも重要な地域であった。オーストリアとハンガリーと対等なクロアチア、ダルマチア、ボスニアから構成される第3の単位、南スラヴブロック創出を目指す「三重制 Trialism」構想に欠かせない一翼をなしていたからである¹¹。

2点目は、ハプスブルク独特の国制、二重制（アウスグライヒ体制）との関連である。ボスニア併合に際してハンガリー側の態度が、新領土ボスニアの憲法上の立場をめぐる問題を浮上させた。これについて筆者は、ハプスブルク中枢では1907年の時点で併合が提起されていた問題、ハンガリーによるボスニア領有の要求ゆえに併合時に国内法を準備できなかった問題、その後のボスニア憲法制定の問題を論じてきたが、併合期ボスニアの状況は解明に至っていない¹²。この研究史上の空白を埋めるための糸口として、時のオーストリア上院議員J・M・ベルンライターに目を向けてみたい。

1-2. ベルンライターに着目する理由

ベルンライターの経歴は次節に譲り、ここでは彼を取りあげる理由を要約しておこう。

1点目は、彼が前出の南スラヴ問題について豊富な知見を持っていたことである。H・バッハマンは「ベルンライターは昔ながらのオーストリアの政治家において、南スラヴ問題にもっとも通曉した人物のひとり¹³」と記す。またH・ハンチュによれば、彼はボスニア憲法についての覚書を作成したオーストリア下院議員J・レートリヒとともに、南スラヴ問題の専門家と目され、ボスニアに関わるすべての案件について助言を乞われていたという¹⁴。ベルンライターが統治政策の改善を訴えた点も見逃せない。これに関して彼の回顧録の書評をしたためたJ・スコットは「自由主義的な見解をもつ寛容の人、ベルンライターは経歴の初期より南スラヴ問題に関心を抱いた。この問題を実地で見聞するためにボスニアとセルビアを訪問した¹⁵」と書きつけている。

2点目は、ベルンライターが南スラヴ問題を含めた、当時の政治情勢を伝えてくれる記録を残したことである。オーストリア（ウィーン）の帝室・宮廷・国家文書館（Haus-, Hof- und Staatsarchiv）に所蔵されるベルンライターの遺稿は、いくつかの回顧録にまとめられた。本稿で中心的にとりあげるのは、彼の友人レートリヒらが一連の資料群を編纂した『政治的日記の断片：世界大戦以前の南スラヴ問題とオーストリア・ハンガリー¹⁶』（以下、『政治的日記』）である¹⁷。後段で論じるように、『政治的日記』はベルンライターの個人的な感情が色濃くにじみ出た、具体的にいえば、旧帝国の首脳に対する根強い不信感が表出した「エゴ・ドキュメント」とみなしうる¹⁸。なおわが国では三宅正樹が『政治的日記』を先駆的に取りあげているが、ここに所収されるボスニア訪問記のうち、1892年と1909年の記録は議論の俎上にのせたものの、1908年の記録は見逃した瑕疵がある。

本稿の問題関心にそくして光をあてたいのは、ベルンライターが併合直前に公刊した『ボスニアに関する所感：政治的一考察』（以下、『所感』¹⁹）である。これは『政治的日記』所収の1908年の訪問記を下敷きとしつつ、より詳細な内容を盛り込み、『新ウィーン新聞 Neues Wiener Tagblatt』や『プラハ新聞 Prager Tagblatt』に掲載された記事の集成である。『政治的日記』における訪問記と『所感』を合わせて読むと、ボスニアの官僚のみならず、現地のさまざまな人びととベルンライターの交流もうかがえる。彼は当時のボスニア事情にいかなる

問題を見出し、どのような解決策を主張したのだろうか。既存の研究において、併合期ボスニアの現地情勢をハプスブルク側から照射した『所感』に類する史料はほとんど検証されていない²⁰。

本稿では、併合期のボスニア統治が孕む問題とそれを解決するための方策をベルンライターの文書群から読み解きたい。議論の経過を記しておくとして、まずボスニア施政の骨格を概観したうえで、ベルンライターの経歴とハプスブルク施政への眼ざしを『政治的日記』を題材に検討する。最後に『所感』に記されたボスニア統治が孕む諸問題とそれに対する彼の提起を吟味する。以上の考察を通じて、当時のボスニア情勢の解明を目指したい。

2. ハプスブルクによるボスニア支配

2-1. ボスニアをめぐる諸状況

ベルリン会議（1878年6-7月）は、ヘルツェゴヴィナで始まった東方危機（1875年7月）とそれに続く露土戦争の結果として開催された。ハプスブルクは、ここで列強諸国から旧オスマン領ボスニアの占領、行政権を委任された（ベルリン条約第25条）。もっともハプスブルクがボスニアの行政権を獲得したにすぎず、領土主権をオスマンが保持した点は、両国間で結ばれた協定（1879年4月）によって確認されている。ハプスブルクはその後、関税領域への包摂や徴兵法の導入などを通じて領有化を進めた。対外的にはロシアの内諾を得た1882年、オスマンとギリシアの紛争が生じた1896年に正式な併合を図ったが、その実現には至らなかった。ハプスブルクが最終的に併合に踏み切った契機は、青年トルコ革命の勃発である（1908年7月）²¹。ハプスブルクは、憲法の復活にともなうボスニアからの議員招集がこの地のオスマンへの返還を招く危険を察知し、オスマンの主権下にあったブルガリアに独立を教唆することで、その混乱に紛れてボスニア併合を断行した。『パンチ』誌に掲載された風刺画（図2）には、鬪鶏（ブルガリア）がフェズ帽を被った若い七面鳥（青年トルコ）に狙いを定め、その裏で自らの取り分を確保せんとする双頭の鷲（ハプスブルク）が描き込まれている²²。



図2 「ブルガリア的早発性」

ボスニアは、国内的にも中間的な立場にあった²³。ハプスブルク家の君主フランツ・ヨーゼフがハンガリーに大幅な自治を認めたアウスグライヒのもとで、オーストリアとハンガリーは外交と軍事、それに関わる財務を共通案件とし、それを職掌する3つの共通省庁を設置した一方、それぞれが独自の政府や議会をもつという独自の国制(二重制)をかまえた。この下でボスニアは、オーストリアにもハンガリーにも属さない唯一の「共通行政地域」として共通財務省の管轄下におかれた。これにより共通財務省はその人員や組織、文書保管室を大幅に拡大し、本来の共通省庁に関する財務部門とボスニア行政部門から構成された²⁴。

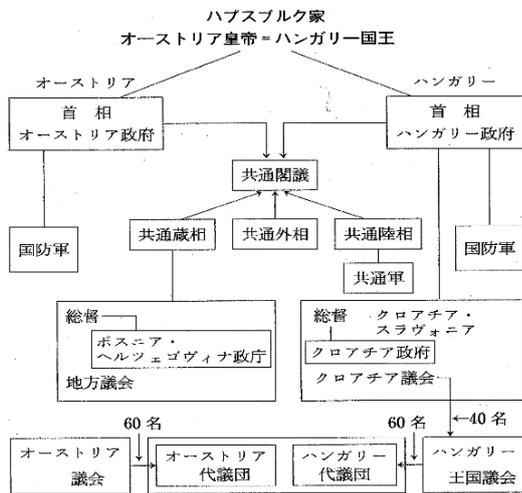


図3 二重制の概略²⁵

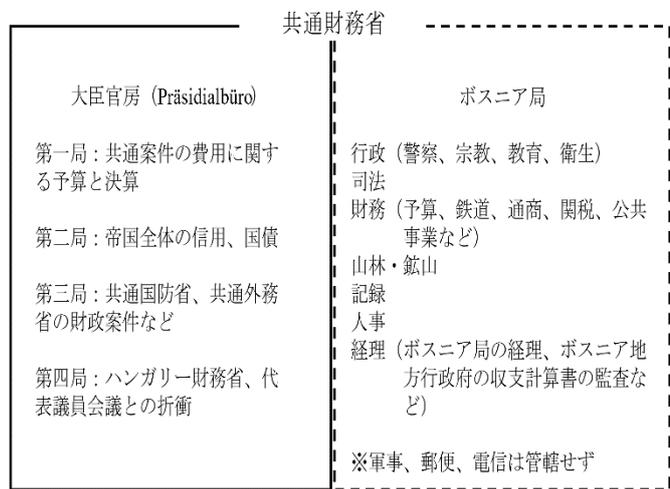


図4 「ボスニア省庁²⁶」としての共通財務省

ボスニア施政は、通称「ボスニア行政法」(1880年2月22日)によってオーストリアとハンガリーの共通案件と定められた。ここではボスニアの自治が制約されていたこと、共通大臣は名目上、オーストリアとハンガリーから各60名ずつ選出される代議団会議によって監督されたが、実体をともなっていないことに注意したい。つまり代議団会議はボスニア行政に関わる立法に関与せず、形式的な行政報告と討議のみが行われるにすぎなかったうえ、ボスニア行政の決算情報については共通財務相から提示されなかった²⁷。ボスニア統治をめぐっては共通財務省(相)が相対的に大きな裁量権を有していたといえるだろう。

2-2. 共通財務相カーライ、ブリアーンの施政

次に、本稿の内容に深く関わる共通財務相カーライ Kállay とブリアーン Burián の統治を概観しておきたい。

カーライは21年間、共通財務相としてボスニア統治を職掌した(在職:1882-1903年)。彼の統治期がボスニア支配の基礎を固めたとみて差し支えなからう。実際、行政機構の構築や鉄道をはじめとするインフラストラクチャーの整備、工業化の進展はいずれもカーライのもとでなし遂げられた。その「成果」を支えたのは、彼の政治手法だった。すなわちV・ホイベルガーが論じるように、カーライは「典型的な独裁者」として本国政体からの干渉に煩わされず、ボスニアに関する豊富な知識に基づき自らの計画にそくして政策を遂行した²⁸。当時の主要紙『ノイエ・フライエ・プレッセ Neue Freie Presse』におけるカーライの追悼記事の一節、「ボスニアの政治、文化、経済面での変革はカーライの業績である。彼の究極の野心は、バルカン半島における模範的なヨーロッパ行政の創出にあった²⁹」とのくだりは傾聴に値するだろう。

カーライ施政については、同時代の植民地支配の先例として高く評価されていた事実に論及しておきたい。前掲のベルンライターが訪米した際、時のT・ローズヴェルト大統領は「オーストリアはボスニアにおいて非凡な成果をあげており、カーライへの大いなる感嘆を語っ

た」という（1904年6月25日）。続けて、ベルンライターの回顧録には次のような一節が認められる。「彼〔ローズヴェルト〕は、ボスニアではさまざまな民族と宗派が対等に処遇されることで、きわめて大きな成果が達成されていると述べた。オーストリアはマケドニアにおいて同じ課題を引き受けるべきだろう。なぜならボスニアにおける諸々の成果は、マケドニア情勢を管理するための模範となるからである。アメリカはフィリピンで似通った課題を負っている。オーストリアは遠心的な力の抑止という、素晴らしい使命を持っている […]」³⁰と。

日清、日露戦争後の日本が、植民地統治の参考例としてイギリスのエジプト支配、フランスのマグリブ支配に眼を向けていた点はすでに言及されているが³¹、台湾総督府民政長官の後藤新平、同殖産局長の新渡戸稲造などはカーライ統治下のボスニアの地を踏むとともに、森林行政については市島直治が長期間にわたって実地調査を行った事実がある。新渡戸は『太陽』の記事のなかで、ハプスブルク支配下のボスニアを「受負仕事」として引き受けた「植民地」とみなした。そのうえで、この「領土（預り地）を墾地利が如何にして支配して居るかを見る為」に訪問した「此处〔ボスニア〕が一番面白かった」という³²。

しかしカーライ施政に対する批判も見逃せない。1点目は、農地問題への取り組みである。当時のボスニアは、人口の9割近くが農業を生業とする社会であるとともに、主としてイスラム教徒、セルビア正教徒（セルビア人）、カトリック教徒（クロアチア人）が過半数を占めない割合で混住していた。この宗派構成はオスマン統治以来の農地所有制度に反映されていた。地主と自由農民の大半をイスラム教徒が、小作農民（クメット）の大半をキリスト教徒が占め、イスラム教徒に有利な構造だった。ハプスブルク期の国勢調査（1910年）をみると、地主は「一般にはアガ Aga、ベグ Beg、ボスニア北部ではしばしばスパヒヤ Spahija と呼ばれる。これは歴史的起源をもつ呼称である（スパヒヤ＝封土保有者）³³」と記されるように、オスマン支配の痕跡が認められる。クメットとその家族はザドルガ *zadruga*³⁴と呼ばれる父系制の大家族共同体として世帯をかまえた（図5）。彼らは世襲小作人として農場を耕作し、通常は収穫の3分の1を地主に納める義務を負った³⁵。

19世紀半ば以降、しばしば騒擾を引き起こしたボスニアの農地問題の解決は、ベルリン会議における「国際公約」だったため、ハプスブルクは何らかの対策を強いられた。1882年にヘルツェゴヴィナに勃発した蜂起の一因も農業問題の未解決にもとめられている³⁷。しかし、カーライは既存のクメット関係の拙速な解体を地主とクメット双方に有害とみなし、とりわけムスリム地主の経済的な没落を危惧した³⁸。そこで彼は、ムスリム地主の土地を強制収用するなどの措置を避け、オスマン帝国が初めて非ムスリムに土地所有を認めた法律に依拠し、当事者間の自由な合意に基づくクメットの解放（償却）を図った。このようなカーライの保守的な方針の意図が、ムスリム地主層を政権の支持基盤への取り込みにあった点はすでに指摘されている³⁹。

2点目は、民族政策、具体的にいえばセルビア人、クロアチア人などのナショナリズムを排した「ボスニア主義」である。カーライはセルビア人、イスラム教徒、クロアチア人を超えたボスニアに対する愛国的な感情の醸成を試み、とりわけ周辺地域に居住するセルビア人

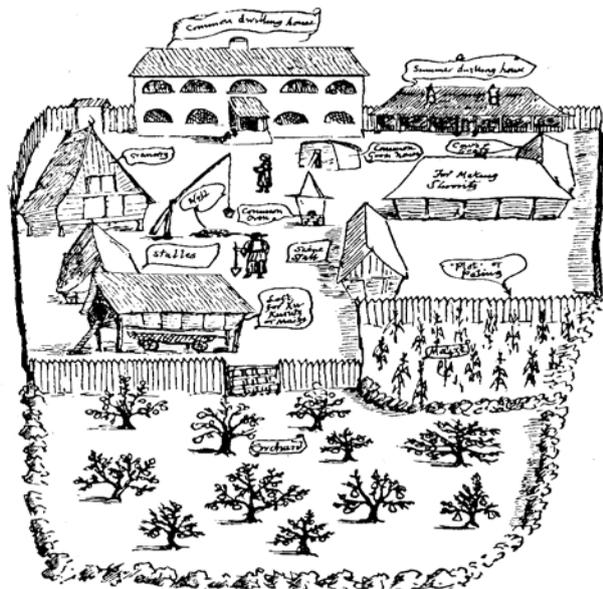


図5 1870年代クロアチアにおけるザドルガ³⁶

やクロアチア人による民族主義の抑止を図った。具体的には「ボスニア主義」を喚起するための教育政策、現地の言語の共通化、三民族に共通するシンボルの創出、ボスニア史を人為的に構築するための博物館の建設などがあげられる⁴⁰。もっともこの試みが失敗に終わったとの見方は同時代から今日まで一致をみている。

さてカーライの死後、共通財務相に着任したブリアーン（在職：1903-12年）の統治は、カーライに比べて自由主義的だった。ここでは、ブリアーンが自治体制度の改革を行うとともに、主要三宗派に宗派＝民族関係にそくした政党の原型となる組織を認め、これらの団体が後のボスニア議会に継承された点に留意したい。ブリアーンは「ボスニアにおける政治的枠組みの端緒⁴¹」を創り出したといえる。各宗派に対する見方もイスラム教徒に配慮した前任者と異なり、ブリアーンは警戒しつつもセルビア正教徒を重視した⁴²。

併合の提言を含めたブリアーンによる一連の政策の背景として、カーライ統治の前提をなしていた国内外の安定が瓦解したことは無視できない⁴³。国内では、世紀転換期頃から顕著となった二重制をめぐるオーストリアとハンガリーの軋轢とそれに乗じた南スラヴ民族の結束、クロアチア人＝セルビア人連合の成立があげられる。国外では、ハプスブルクの衛星国と化していたセルビアの王朝交代（1903年）とそれにとまなう反ハプスブルクへの方針転換、マケドニアにおけるイリンデン蜂起、日露戦争の敗北後のロシア外交のバルカンへの回帰などを考慮せねばならない。L・ヘーベルトは、最後の点について「〔ベルリン会議時のハプスブルクの共通外務相〕アンドラーシがもぎとった果実〔ボスニア〕が腐り始めたのは、対馬〔日本海海戦〕の後であった⁴⁴」と正確に言いあてている。

3. ベルンライターとボスニア・ヘルツェゴヴィナ

3-1. ベルンライターの略歴

ベルンライターは父ゲオルク、母アントニアの長男として生まれた。レートリヒは『政治的日記』の序文において、ベルンライターが同時代イギリスにおけるジェントルマンと同様の環境で育った旨を書いている⁴⁵。ベルンライターの略歴（表1）をみると、彼が司法官僚にはじまり、領邦議会や国会議員を長く務めただけではなく、青少年の保護や労働問題、ハプスブルク国内の民族問題に通暁する著述家としての顔を持ち合わせていたことがわかる。同時代を生きたR・ジークハルトは、ハプスブルク（オーストリア）における優れた教養と知識、専門的な才能をもつ議員のひとりにベルンライターをあげた⁴⁶。ベルンライターをドイツ人としての意識をもつ、偏見をもたない穏健保守派に位置づけるハプスブルク史研究の泰斗R・カンの評価も添えておこう⁴⁷。



写真1 ベルンライター⁴⁸

以下に整理した経歴に加え、ここでは以下の5点を補っておきたい。①ベルンライターが前掲の代議団会議の議員に選出されていたこと。②後に共通外務相となるエーレンタールがルーマニア、ロシアに駐在していた時期にハプスブルク国内の政情に関する報告を送っていたこと⁴⁹。ただしベルンライターは、エーレンタールの政策に賛同していたわけではなく、むしろボスニア併合において各国の反発を招いた彼の手法について「厳しい試練を課された⁵⁰」と批判的だったこと。③1890年代とは異なり、ハンガリーの影響が強まるなかでのボスニア併合を「やっつけ仕事」と否定的にとらえていたこと⁵¹。④ボスニアにおけるオーストリア工業界の利害を守るために設立された「オーストリア・ボスニア＝ヘルツェゴヴィナ利益者連盟」に参画したほか、参現地の鉄道事情に通じていたこと⁵²。⑤ベルンライターがボスニア統治に目を向けた数少ない

表1 ベルンライターの略歴⁵³

1845年4月12日	プラハにて生まれる
1863年	クラインザイトナーギムナジウム（プラハ）を卒業
1864年	ハイデルベルク大学法学部（～1867年）
1868年	プラハ大学に編入
1871年	両法博士号取得（プラハ大学）／プラハ商事裁判所職員（～1873年）
1873年	プラハ州裁判所司法官試補
1874年	ライヒェンベルク県裁判所事務官補→プラハ州裁判所へ転出
1875年	オーストリア司法省に入省
1878年	ボヘミア領邦議会議員（～1883年）
1880年	オーストリア司法省官房長代理
1885年	同官房書記官
1885年	ウィーン州裁判所（～1887年）
1885年	オーストリア下院議員（～1907年）
1898年	オーストリア商務相（3月－10月）／枢密顧問官
1900年	パリ万国博覧会・中央委員会委員長
1904年	訪米の際にアメリカ大統領T・ローズヴェルトと対談
1907年	オーストリア上院議員（終身）／ウィーン児童・青少年保護中央協会代表（～1923年）
1916年12月	オーストリア無任所大臣（～1917年6月）
1918年12月	オランダ政府におけるドイツ系オーストリア代表
1925年9月19日	死去

同時代人であり、オーストリア側の議会においてボスニアについて発言していたことである。なお、最初の発言は1892年10月19日の代議団会議であり、その後、併合直後の1908年10月から1914年5月までに7回の発言が認められる⁵⁴。

ベルンライターの議会演説のなかで、ボスニアが占める割合は決して多くない。しかしオーストリア議会においてボスニアの状況が周知されていなかったことに鑑みると、決して軽視はできないだろう。また率直に統治の問題点を指弾した点に加え、南スラヴ問題を広い視座からとらえようと試み、現地住民との交流を図った点も重要である⁵⁵。これに関してボスニア行政に従事していたF・シュミットによる以下の一節は、ベルンライターに注目する意義の一端を教えてくれる。「長きにわたりオーストリアの学术界、そしてジャーナリズムさえもこの植民地〔ボスニアを指す〕にごくわずかな注意しか払ってこなかった。この事態はさまざまな状況が組み合わさった結果である。とりわけボスニアが本国から厳しく遮断されていたこと、それが支配層によって故意に維持されてきたことに起因する。あらゆる出版に対する、警察によるきわめて厳格な監視は自由な精神活動を妨げている。またハプスブルク本国の議会においてさえ、新領土〔ボスニア〕に関する知識はほとんど共有されていない。議会のお歴々はボスニアについて根本的な情報をほぼ得られず、旅行での表面的な印象、あるいは厳しい検閲を経た現地住民の報告にもっぱら頼らざるをえない。大抵の場合、議会での討議はごくわずかな情報しか持たない代議団会議議員と詳細な情報を握る大臣との間で交わされるため、ほとんど知られていないボスニアの経済、文化的状況の解明にはまったく貢献しない。公式、あるいは半公式の政府刊行物は、限定的な手がかりをもたらすにすぎない。大半の良好な著作は大いに称賛に値するものであり、それらは学術面で非常に重要な資料であるが、現時点では当該著作の書き手が忖度なしに執筆しているわけではなく、それゆえに常に一般的な見解ではなく、政府の意向が働いていることを見逃せない⁵⁶」と。

3-2. カーライとブリアーンに対するベルンライターの見解

ベルンライターは、ボスニア統治を職掌した共通財務相カーライとブリアーンをどのように見ていたのだろうか。ここでは『政治的日記』所収のボスニア訪問記を手がかりに吟味してみよう。

結論を先取りしていえば、ベルンライターはカーライには一定の評価をくださったと判断してよい。たとえばカーライによる高級官僚の任命の巧みさ、現地語を習得した彼らの「不滅の貢献」に言及した⁵⁷。オスマン期のボスニアとの比較では「身体と財産についての完全な安全、ヨーロッパ的な方法で貫徹された行政と司法が支配している。官吏は確信をもって業務を果たしている。カーライは統治の全体を自身の意向でもって指導する」と論じ、統治の計画性や首尾一貫性を積極的にとらえている⁵⁸。

しかしベルンライターはカーライ施政が孕む問題も看過していない。1点目は、前述の農地所有問題である。彼は地主への貢納に農業発展の「大きな障害」を見てとっただけでなく⁵⁹、問題解決へのカーライの消極性も指摘する。前述のとおり、カーライは農地所有制度の拙速な解体をクメットの経済的な破局を招き、クメットに対する地主の家父長的な保護を失わせると主張していたからである。2点目は、教育問題である。ベルンライターはボスニアの環境に起因する生産力の限界をふまえ、経済発展には住民の勤勉さと知性が重要であるにもかかわらず、現地の教育施設の貧弱さを指摘した。つまり初等学校 228 校に 17540 人が登録されているにすぎないこと、サライェヴォの教員養成施設からは年間 12-14 人しか卒業していないことに触れたうえで、最も重要な施策として就学の義務化や商業、農業学校をあげている。彼はカーライ政権が以上の課題を前にして立ち往生しているとみなした⁶⁰。

それでは、ブリアーンに対する視線はどうだろうか。1908年の訪問記をひも解くと、バルカン情勢と結びついたボスニア情勢への懸念が記されるとともに「すべてはボスニアにおける従来の統治方法が瓦解したことを示す」と手厳しい⁶¹。カーライとの比較でいえば、1892年の訪問時には「飛躍、確信、希望に満ちた喜び」があったのに対し、現在は「停滞、疑い、懸念」が蔓延しているという。ベルンライターはカーライについてはその行動力を評価する一方、ブリアーンについては「怠慢の罪⁶²」を批判した。カーライ期の課題、農地所有や教育をめぐる問題の未解決や自治の不十分さも原因と思われる。

1909年の訪問記におけるブリアーンへの筆致はいっそう鋭さを増した。つまり併合の前後でボスニアの状況に変化がみられず、現地社会に蓄積する不満を見てとったからである。ここでベルンライターのブリアーン評を引用してみよう。「ボスニアの状況についてのブリアーンの細部に及ぶ知識はきわめて豊かである。これについて彼は何時間にもわたって、あたかも大学教授のように講義できる。彼との会談は、大学のゼミナールのようだ。彼の話は大変興味深い内容に満ちているが、現実の政策が問題であるということを忘却しなければならない。その語りが行われるとの期待も捨てねばならない。〔中略〕ブリアーンは当地では重要であるにもかかわらず、人心を理解し、教育活動を実施する人物ではない。彼は人びとの思考や感情に訴えかけることもできない。それはブリアーンのよそよそしい態度ゆえである。彼には神経も血も通っていないのだ。ブリアーンとカーライの懸隔ほど大きなものはない。カーライには批判があつたけれども活気にあふれ、指導者としての気質を備えていた。彼の権威はその人格によるものであり、それは〔イスラム教徒の地主〕ベグやセルビア人、クロアチア人にも感銘を与えるものだった。

このような有無を言わせぬ手腕は、併合後の今こそ新しい諸目的につき込まれねばならない。〔それにもかかわらず〕ブリアーンは堅苦しく、近寄りがたい。〔中略〕彼はボスニアで一度たりとも公衆に語りかけておらず、彼と住民の間には良くも悪くも接触はなかった。彼は姿を見せたときにはかたくなな態度をくずさず、それは代議団会議でも同様であった。この後には共通外務相として、同盟国ドイツを絶望の淵に追い込んだのである。ブリアーンはボスニア社会を高揚させる刺激を与えられない。総じて私は、ボスニアの地で併合後の事

態について緊張を帯びた期待感を察知した。しかしこの期待の実現に向けて、さらなる時間の空費は許されないのである⁶³」と。

一連の記述からは、ブリアーンに対する感情的な非難を読みとれる。もっとも三宅が喝破したようにブリアーンの共通外務相の任期と照合すると、この文章は併合当時ではなく第一次大戦中から大戦後に執筆、もしくは補筆されたものに間違いない⁶⁴。『政治的日記』の序文によれば、ベルンライターは前掲のレートリヒに第一次大戦の休戦とその帰結としてのハプスブルク帝国の崩壊を、旧帝国の政治家、政党指導者に対する「決定的な弾劾」と述べたという⁶⁵。この点に鑑みると、併合には共通財務相として関わり、第一次大戦中には共通外務相を務めたブリアーンに浴びせられたベルンライターの辛辣な言葉は当然といえよう。

4. 『所感』を読む

4-1. 併合前夜のボスニア情勢

まずベルンライターが『所感』の執筆に至った4つの動機を『政治的日記』の1908年のボスニア訪問記から確認しておく。①ボスニア行政の不安定さの背景、②ボスニアとハプスブルク本国が一体化しておらず、ボスニアが異質の領域にとどまっている理由、③ボスニアの経済、文化的な遅れの原因、④大セルビアのプロパガンダが普及する要因の検討である。ベルンライターは、ボスニア行政の改善なき併合を「無意味」と断じ、改革と併合の関係、ボスニア統治の課題の解明を目的に掲げた⁶⁶。

次に『所感』の内容に立ち入ってみよう。ベルンライターは、占領以来のボスニア支配を一住民の意思を無視した、上からの「近代化」を意味する—「啓蒙専制主義⁶⁷」と巧みに表現する。続いて、ハプスブルク期に成し遂げられた文化的業績 *Kulturarbeit* を評価するなかで、国家機構の整備、交通網の建設、財政の安定などのカーライの功績に言及する。その一方、ブリアーン治下の現状を悲観的にとらえ、ボスニア社会における「抑制と疑念」を明言する。彼はボスニア社会を不安定化させている要因を政府と住民の分断、すなわち、住民の希望や不平を吸いあげる住民の代表機関の欠如にもとめ、自治の必要性を力説したのである。「それゆえ我々は、ボスニア住民の公的案への参画を強いられている。それは公的な行政と政治活動の不自然な対立を架橋し、根拠のあるものとする。この課題は先延ばしにできず、かつ容易に解決できない。紋切り型の解決よりも悪いものはない」と。ボスニアがヨーロッパ各国のバルカン政策と結びついているために、この地の行政は内政と外交の双方につながるの見解にも注目したい⁶⁸。

ベルンライターがかねてより重大な問題と認識していた農地所有と教育については、概ね従来の主張が繰り返されている。農地所有問題については、①クメットによる地主への物納が集約的農業を妨げ、農業の発展を阻害していること、②クメットの自作農への転換が停滞していることを記す⁶⁹。また農業生産の向上は教養と文化の全般的向上と不可分であるものの、セルビア正教徒とカトリックの年間154日に及ぶ祭日が労働能力を損わせているとみた⁷⁰。初等教育については、セルビア正教徒とムスリムにおいて宗派を超えた義務教育制度に対する反対の根強さに論及したうえで、1907年時点では合計5386の学区の内、就学の機会があるのは2060の学区のみであり、就学率は14.33パーセントにとどまるという。ベルンライターはボスニア議会が何らかの形で招集されたならば、これらの問題が議事日程にあがると見通し、政府が何らかの対策を講じる必要を訴えたのである⁷¹。

4-2. ボスニアにおける政治活動

前述のように、当時のボスニアでは宗派＝民族にそくした団体が形成されていた。ベルンライターによれば、各々の宗派＝民族が政治色をもつ新聞を刊行しただけでなく、結社・集会法がないにもかかわらず、非合法的な形で政治団体が存在していたという⁷²。さらに彼は、

ボスニアの人里離れた地域においても政治への関心が存在し、居酒屋や職場における文字を読めない人向けに読み聞かせを行う会合の開催を伝えている。そのなかでセルビア人、クロアチア人、青年トルコ革命の影響を受けたイスラム教徒、社会主義者のいずれもが独自の組織をもち、共通する要求が議会だったという。ベルンライターが政治運動のなかでとくに注目したのは、ボスニアの不安的な国際的立場と関連する大セルビア運動と青年トルコの綱領だった⁷³。

大セルビア運動に関連していえば、『所感』はボスニアにおける主要3民族のなかでセルビア人がもっとも政治的傾向が強いと判断する。セルビアがかねてよりハプスブルクを誹謗する活動を展開するとともに、「言葉を尽くして「オーストリアからの解放」」を唱道した状況を考慮し、セルビアによる扇動への対抗策を打ち出した。つまり農村に大セルビア主義が浸透していない事象に着目し、セルビア人商人に搾取されている—その大半がクメットを占めている—セルビア人農民を救済し、ボスニアの社会、経済的状况をセルビアよりも良い状況にすべきと主張した。「この〔セルビア人農民〕層の精力的な経済、文化的解放によってのみ、扇動への免疫をつけられる」と⁷⁴。

青年トルコについては、すべてのイスラム教徒が青年トルコ系のトルコ進歩党に流れたわけではないこと、同党が健全な民主主義の促進を掲げつつ、農地所有問題には保守的な姿勢をとっているという⁷⁵。すなわち、トルコ進歩党は「あらゆる手段を用いてムスリムによる土地所有の保護を掲げ、ムスリムを土地から引き離そうとするすべての意向に激しく抵抗する用意があった⁷⁶」一方、イスラム教徒のための文化活動を要求した。具体的には、義務教育制度の導入や国家によるイスラム教の承認、出版の促進、経済活動の活性化、出版、結社、集会の自由、憲法の導入などに加え、衛生状況の改善やアルコール中毒の撲滅、労働時間の規制や賃金引き上げなどの社会政策も掲げていたという⁷⁷。ベルンライターは各派の動向に鑑みつつ、ボスニアに充満する政治的圧力を緩和する「安全弁」として、行政や立法に住民代表の必要性を示そうとしたのである⁷⁸。

それでは、議会に不可欠な自治の基盤はどのような状況だったのだろうか。この点はベルンライターのブリアーン批判の核をなすため、詳しく検討しておきたい。ベルンライターは、統治政策への現地住民の段階的、計画的な参加が実施されなかったことがボスニア行政の欠陥であるとした。ブリアーン政権が住民の政治参加を進捗させている点に言及したものの、議会の「準備教育 *Vorschule*」については語れないとした。なぜなら、現地住民の要求が政府による自治拡充の試みを追い越してしまったからである⁷⁹。ボスニアでは主要都市における自治の導入(1897年)に始まり、ブリアーンのもとで全域の村落や都市に自治制度が導入された(1907年)。『所感』は、局地的な行政単位から郡、県、そしてボスニア全域に自治を拡大するというブリアーンの「ピラミッド構想」を「明らかに正しい着想」と評価しながらも、現地では支持されていないと断じた。ベルンライターは、ボスニアの内部でも自治に対する賛否が異なる状況も喝破していた⁸⁰。

ベルンライターは、従来のように共通財務省や地方行政府だけでは、占領地域における自治の形式やその内容を決定できないと見ていた。彼の言葉を借りれば「20世紀の政治の空気はボスニアにも達した」ため、「〔ボスニアにおける〕憲法はミネルヴァの頭に由来する従来の方法では生まれない」ものだった。彼はボスニアにおける行政の統制と立法に関与する住民の代表機関が緊要であることをふまえ、行政の目標と住民の思考や感情の融合物を提案しようと試みた⁸¹。

自治に関する現地の声として、ベルンライターは「セルビア民族独立党」の新聞『ダン *Dan* (日)⁸²』を引いている。同紙は、議会への移行段階として日本を例とした枢密院 *Staatsrat* の創出を提案した。ここで想定された枢密院は、行政における審議、予算の折衝のみをおこなう権利をもつ一方、軍事や外交からは排除された。期待された機能は将来の議会の準備とボスニア憲法の仕上げであり、設置期間は3年に限定された。構成員については、郡の代表機

関からは1名ずつ、県の代表機関からは数名ずつの派遣を見込んだ。ベルンライターは「この枢密院が将来のボスニア議会の準備となるとともに、必須となる憲法の完成作業を委託されることになるだろう」と見通していたのである⁸³。

ベルンライターは『ダン』紙を紹介した理由として、①現地で自治を真摯に考えている人びとが現状の課題の難しさを過小評価していないこと、②性急に新たな国家体制を作りあげるべきではなく、一定の時間をかけるべきこと、③明確な計画の存在は実現させようとする意図を裏づけることをあげている⁸⁴。この一連の記述は、反ハプスブルクとみなされるセルビア人による建議を教えてくれる貴重な証言であるものの、あくまでセルビア人の少数派の見解であったこと、「セルビア民族独立党」の指導者L・ディミトリエヴィチがベルンライターに「併合なき憲法公布」との希望を伝えていたこと⁸⁵にも留意したい。

4-3. 併合後のボスニアに関する展望

ベルンライターは、ベルリン条約第25条に基づく法的状態をどのように捉えていたのだろうか。彼は「占領」を事実上ハプスブルクへの「完全な主権移譲」と認識するとともに、ボスニアに秩序を作り出すヨーロッパ列強の「警察」としてのハプスブルクの役割に注目する。名目上はオスマンの主権下におかれていたエジプト、チュニス、クレタとは異なり、ボスニアにおけるハプスブルクの完全な主権行使を唱えた⁸⁶。それにもかかわらず、1878年以来占領状態が続いた理由をアウスグライヒの更新をめぐる国内の政争に起因する、ハプスブルクの外交官や政府筋の及び腰にもとめている。ベルンライターは併合の際に生じる問題として、ハプスブルクの二重制にボスニアを組み込む方法に言及する。彼の目には、ボスニアは「〔ハプスブルク〕帝国の有機的な一部」であり、この地を「まとまりあるハプスブルク家領の一部として領有し、防衛せねばならない」と論じた⁸⁷。国際法上のオスマンの主権については、ボスニアで勤務する官吏や同地で徴募される兵士がスルタンではなく、フランツ・ヨーゼフに忠誠を誓っている事実に鑑み、否定的にとらえている⁸⁸。

しかし形式上とはいえオスマンの主権下が残存する現状において、ボスニアは前述の大セルビア主義やオスマン帝国による「奪還」の動きに囲まれていた。すなわちハプスブルクの君主フランツ・ヨーゼフは単なる「地域の管理者」すぎず、実際の地域の支配者は「スルタン」であるとの見方を広めるプロパガンダが展開され、それがハプスブルクの敵に好機を与えている、とベルンライターはみた。それゆえ、この地の「国際的な立場の解決、ハプスブルクへの最終的な併合、ベルリン条約による委任の確定的な領有への変化は、さらなる平和的発展への不可欠な条件」だったのである⁸⁹。

ベルンライターは、占領を規定したベルリン条約第25条が議会の開設に触れていないため、ハプスブルクが「フリーハンド」を持つことに留意しつつ、あくまで自国の威信と権利意識にそくして解決すべきと考えていた。併合においては対外的な立場の強化ではなく、ボスニアの内部事情、つまり統治体制を盤石とするために、現地におけるハプスブルク支配の支持者も得なければならなかった。以上の内容に鑑みつつ、かつてヨーロッパ列強がボスニアの行政を委任した秩序の創設と維持という理由が、最終的な解決も擁護する旨を次のように書く。「これまで我々は自らの課題を忠実に果たしてきた。それをさらに進めるうえで、バルカンの西部における平和、安寧、豊かさを維持するため、我々の文明化の使命を継続するため、現地住民の利害を守るため自国領土の安定を必要とするのである」と⁹⁰。

『所感』独自の視点として目を向けたのは、併合という国際法上の問題とハプスブルク国制におけるボスニアの立場という憲法上の問題の分離である。ベルンライターはこの両者を峻別する必要を説くとともに、「併合 Annexion⁹¹」との表現にも違和感を示す。「併合」は攻撃的、膨張的な意味を帯びており、ハプスブルクによる事実上の支配下にある状況にはそぐわないと判断した。彼の言葉を借りると「我々が30年にわたってボスニア・ヘルツェゴヴィナで保持してきたものを超える国家権力は他の誰にも与えられない」と⁹²。ベルンライ

ターは、ボスニアの法的地位に関する調整が難航すると判断し、当面は暫定的な現状維持を予見した。その一方、併合の意義を国際的な法的立場の安定と確定的な状態を創出するための時間稼ぎに認めている⁹³。

ベルンライターはまた、代議団会議がボスニア施政において果たす役割に期待をにじませた。換言すれば、従来ボスニア統治に関与していなかった代議団会議がボスニアの案件を包括的な観点から論じる必要を述べたのである。もっともオーストリアとハンガリーの両代議団会議における見解の対立、あるいは各々の会議の紛糾の恐れに鑑み、政府側が「共通財務省の計画と意図を詳細に、そして明確に述べることで議論に目標と方向性を与えるべき」と記したうえで、代議団会議が現時点では設置されていないボスニア議会の補充的機能を果たすべき旨を進言したのである⁹⁴。

4-4. 小括

以上が『所感』のあらましである。『所感』の主旨は、次の一節から読みとれるように、併合を機としたボスニア行政の抜本的改革を訴えた点にある。「国際法上の最終的な状態の確定により、現在見受けられる他力本願と煽動に惑わされることなく、不可欠な社会、経済改革が断行され、当地に住民代表の機関の創設が可能となるだろう⁹⁵」と。ベルンライターの特徴的な見方としては、ボスニアの主権をめぐる国際法上の問題と国制における憲法上の問題の混同に注意を促した点がある。彼は国際法の側面よりも国制問題に比重をおいていた。自治問題が、オーストリアとハンガリーに加え、ボスニアという新たな要素が登場するという意味で二重制と深く結びついていたためとみて大過ないだろう。

『政治的日記』所収のボスニア訪問記(1908年)と『所感』を読み比べると、『所感』におけるブリアーンに対する個人的な批判は、『政治的日記』に比べるとかなり抑制されていることに気づく。また『政治的日記』には個人との対談についての記述が散見されるのに対し、『所感』にはその類の文章はほとんど見当たらない。本来、私的な性格をもつ『政治的日記』と公刊された『所感』の相違に由来すると考えられる。総じていえば、『所感』は『政治的日記』よりも広い視座からボスニア統治の問題を浮き彫りにした。

なお『所感』がどのように読まれたのかについては正確な情報はないものの、ウィーンよりもサラエヴォにおいて多く読まれた旨が『政治的日記』に記されている⁹⁶。この一節はウィーン、つまりボスニアに関わる要路者たちにおける反響の少なさを予測させるが、これについてベルンライター自身は次のように反駁した。「私の文書〔『所感』を指す〕は併合宣言の直前に刊行され、いくらかの注目を浴びた。しかしより自由な、そして俯瞰的な立場から論じてきた他のすべての文書と同様、政府筋からはほとんど注目されなかった。エーレンタールは『所感』に関して、ただ一言、私が読唇術者であると語った。しかし私は『所感』を書いた時にはエーレンタールの〔併合に関する〕構想を知らず、ボスニアのありのままの状況と世論を読みとったにすぎない。エーレンタールはもっぱら併合の外交的側面に従事したのに対し、私は併合の外交と内政の両面から展望したのである⁹⁷」と。このくだりからは、ボスニア統治の改革ではなく、セルビアと対立関係にあったブルガリアを利用して南スラヴ問題の解決を図るエーレンタールの手法への反発を察知できるだろう⁹⁸。

5. 結論

最後に本稿の内容を概括するとともに、若干の展望を付しておきたい。

ベルンライターは、ボスニア併合を外交面よりも内政面、とりわけボスニアの現地情勢と関連づけつつ、ブリアーン体制の問題を詳細に論じた。彼の論点は自治制度の不備と農地政策や教育政策の欠陥であり、従来の統治体制の改善を通じて現地住民の支持を調達することで、ハプスブルクへの忠誠を獲得するという青写真を描いた。この点は、併合直後の代議団

会議におけるベルンライターの以下の発言に見てとれる。「私は政府が可及的速やかに住民に対して、そして少なくとも将来設置される議会に対して明確な計画を描いたうえで向き合うことが必要と考える。ここでは住民の想像、そして空想のなかに今や現実として新たな時代が始まり、ボスニア住民がオーストリア人になることで従来よりも彼らの幸福について、より広汎に、そして集中的に配慮されると確信させるかどうかの問題である⁹⁹」と。

ベルンライターはセルビア側による併合への執拗な反発に鑑み¹⁰⁰、ボスニアにおけるセルビア人の社会経済状況を農業構造の改善などを通じてセルビア本国よりも高い水準に引き上げ、反ハプスブルク・プロパガンダの骨抜きを図った¹⁰¹。さらに前掲の代議団会議では、ボスニア統治のみならず、その背後にある南スラヴ問題への強い警戒感も披瀝したのである。

「われわれは〔普墺戦争の結果〕ロンバルディアを失った。なぜならイタリア国家理念の重点がオーストリアの外側にあったからである。われわれは、もし南スラヴ問題の重点をオーストリアの内側に置くことに失敗したならば、ボスニア・ヘルツェゴヴィナも失うだろう¹⁰²」と。このくだりからは、前述の三重制構想に類する形で南スラヴ問題の解決を目指す意図も推察できよう¹⁰³。

ベルンライターは、さまざまな機会においてボスニア統治の現状を批判する論陣を張った。しかし、彼の提言が現実の政策にはほとんど反映されなかった事実は否定できない¹⁰⁴。またボスニアのセルビア人との接触は少数派のディミトリエヴィチに限定されていたように、ベルンライターの情報源の制約にも注意が必要である¹⁰⁵。さらにいえば、彼が併合を自明のものとして理解していただけでなく、オスマン統治を「時代遅れ」と捉え、ボスニアにおけるハプスブルクの「文明化の使命」には疑問を抱いていなかったことを看過してはならない。この点については、彼がボスニアにおける本国出身の官僚の必要性を記すなかで、「ボスニアが当面の間、西欧の制度と文化を必要とする」との一節からもわかる¹⁰⁶。

ベルンライターの予想通り、併合後、ボスニアの法的立場をめぐる問題、換言すればボスニア憲法の制定は容易に実現しなかった。これに間接的に関与した前出のレートリヒの日記には、ボスニア憲法をめぐるベルンライターとの会談が記されており、強い関心がうかがえるよう¹⁰⁷。ボスニア憲法の公布後（1910年2月）の日記からは彼の肉声を聞くことができる。

「ベルンライターは、ハンガリーの影響力を減じていた本来の〔ボスニア憲法〕法案からの後退が明確となったと語った。とりわけ予算と鉄道敷設に関するボスニアの自治、ならびにすべての立法面での活動が両政府の合意の必要によって完全に制約された¹⁰⁸」。ブリアーンにより作成されたボスニア憲法草案は、どのような協議を経て改変されたのだろうか。その過程で、帝国首脳たちはいかなる折衝を重ねたのだろうか。とりわけ、ハンガリー側はいかにして自らの影響力の保持を図ったのだろうか。いずれについても他日を期したいと思う。

【附記】本稿は、日本学術振興会 JSPS 科研費、若手研究（19K13396）「第一次世界大戦前夜ボスニア・ヘルツェゴヴィナ施政にみるハプスブルク支配の諸相」（代表：村上亮、2019～2023年）の助成による成果の一部である。

【注】

- ¹ David Stevenson (1996), *Armaments and the Coming of War: Europe, 1904-1914*, Oxford: Clarendon Press, 131.
- ² 出典は以下の通り。大津留厚（1998）「ハプスブルク帝国—アウスグライヒ体制の論理・構造・展開—」『岩波講座世界歴史5 帝国と支配 古代の遺産』岩波書店、302。
- ³ Hugo Hantsch (1967), “Franz Joseph und die Außenpolitik”, in Friedrich Engel-Janosi / Helmut Rumpler (Hg.), *Probleme der Franzisko-Josephinischen Zeit 1848-1916*, Wien: Verlag für Geschichte und Politik, 33.
- ⁴ Günther Kronenbitter (2020), “Expansion - Zwangsvorstellung oder Kalkül”, in Bernhard Bachinger et al.(Hg.), *Österreich-Ungarns imperiale Herausforderungen Nationalismen und*

- Rivalitäten im Habsburgerreich um 1900*, Göttingen: V&R Unipress, 93, 95.
- 5 村上亮 (2020) 「ガヴリロ・プリンツィプ像の過去と現在—第一次世界大戦開戦 100 周年からの回顧—」 『社会科学』 (同志社大学人文科学研究所) 第 49 卷 4 号、133-141。
 - 6 Anja Nikolić (2016), “Similarities and Differences in Imperial Administration: Great Britain in Egypt and Austria-Hungary in Bosnia-Herzegovina, 1878-1903”, *Balkanica*, vol. 47, 177-195.
 - 7 Arthur James May (1951), *The Hapsburg Monarchy, 1867-1914*, Cambridge: Harvard University Press, 405.
 - 8 Clemens Ruthner (2018), “Bosnien-Herzegowina als k.u.k.Kolonie, 1878-1918. Eine Einführung”, in Clemens Ruthner, Tamara Scheer (Hg.), *Bosnien-Herzegowina und Österreich-Ungarn, 1878-1918: Annäherungen an eine Kolonie*, Tübingen: Francke, 15-44.
 - 9 Mark Cornwall (2020), “Introduction: The Southern Slav Question”, in Idem (ed.), *Sarajevo 1914: Sparking the First World War*, London: Bloomsbury Academic, 1-13, esp. 2-5.
 - 10 Karl Kaser (1983/84), “Orthodoxe Konfession und serbische Nation in Bosnien und der Herzegovina im Übergang von der türkischen zur österreichisch-ungarischen Herrschaft”, *Südostdeutsches Archiv*, Bd.26/27, 114-124, esp. 121.
 - 11 「三重制」とは、アウスグライヒ体制のもとでドイツ人とハンガリー人にならぶ地位を得ようとする改革案を指す。もっとも、チェコにせよ、南スラヴにせよ優越的な立場を失うことになるハンガリーが頑強に反対したため、実現の可能性は低かった。通説的には、皇位継承者フランツ・フェルディナント大公は「三重制」に理解を示したとされるが、実際には大公とその周辺（「大オーストリア・サークル」）の思惑は「三重制」にそぐわないものであった。村上亮 (2015) 「皇位継承者フランツ・フェルディナント再考—政治権力と「三重制」を手がかりに—」 『関西大学西洋史論叢』 第 18 号、6-7; Nevenko Bartulin (2012), “From Independence to Trialism: the Croatian Party of Right and the Project for a Liberal “Greater Croatia” within the Habsburg Empire, 1861-1914”, in Matthew P. Fitzpatrick (ed.), *Liberal Imperialism in Europe*, New York: Palgrave Macmillan, 115-140, esp.132-134.
 - 12 村上亮 (2016) 「ボスニア・ヘルツェゴヴィナ併合問題の再検討—共通財務相 I・ブリアーンによる二つの『覚書』を中心に—」 『史林』 第 99 卷第 4 号、66-94; 同 (2019) 「ヨーゼフ・レートリヒのみたボスニア・ヘルツェゴヴィナ併合問題—二重制における自治をめぐる—」 『スラヴ研究』 第 66 号、125-150。
 - 13 Harald Bachmann (1977), *Joseph Maria Baernreither(1845-1925): der Werdegang eines altösterreichischen Ministers und Sozialpolitikers*, Neustadt a. d. Aisch: Schmidt, 132.
 - 14 Hugo Hantsch (1963), *Leopold Graf Berchtold: Grandseigneur und Staatsmann*, Graz: Styria, 250.
 - 15 Jonathan Scott (1930), “An Austrian Statesman”, *Current History*, vol.32-4, 822.
 - 16 Joseph Maria Baernreither (1928), Joseph Redlich (Hg.), *Fragmente eines politischen Tagebuches die südslawische Frage und Österreich-Ungarn vor dem Weltkrieg*, Berlin: Verlag für Kulturpolitik.
 - 17 ボスニアに関するベルンライター文書については、ボスニアの歴史、農地制度、行政、住民からの請願、鉄道などの文章が多数残されていることを付記しておきたい。
 - 18 三宅正樹 (1999) 「ベルンライターと「中欧」経済同盟計画——崩壊前夜のオーストリア・ハンガリーにおけるウィーンの一政治家の苦闘」同編『ベルリン・ウィーン・東京 20 世紀前半の中欧と東アジア』論創社、74-147。長谷川貴彦は「エゴ・ドキュメント」の利点として「語り手の視点から外側の世界をみる手段であり、記憶・感情・欲望・知識・意味などの主観性を考察し得る」点をあげている。長谷川貴彦 (2020) 「エゴ・ドキュメント研究の射程」同編『エゴ・ドキュメントの歴史学』岩波書店、8。
 - 19 Joseph Maria Baernreither (1908), *Bosnische Eindrücke. Eine politische Studie*, Wien: Manz.
 - 20 当時のボスニア政情を検討した論稿として以下を参照。近藤信市 (1992) 「併合前後のボスニア・ヘルツェゴヴィナにおける民族運動」山本俊朗編『スラヴ世界とその周辺：歴史論集』ナウカ、321-340。
 - 21 ここでいう「革命」は、トルコ語では「自由の宣言」「立憲政の宣言」「自由」「立憲政」と呼ばれており、目指したものは「自由及び立憲政の獲得または回復」だったこと、時のスルタン（君主）アブデュルハミト 2 世の退位さえ目的としていなかったことに注意したい。すなわち「既に 30 年も前に制定されていた憲法とそれに基づく議会制の復活を求めるものにすぎなかった」。藤波伸嘉 (2011) 『オスマン帝国と立憲政：青年トルコ革命にお

- ける政治、宗教、共同体』名古屋大学出版会、1-2。
- 22 図像の出典は下記の通り。Punch (1908), date: 7, 10, 1908, 264. オスマンは青年トルコ革命を機にブルガリアの自治を制約し、支配の強化を試みた。ブルガリア侯フェルディナントは併合直前(9月23、24日)にブダペシュトを訪問した時点において、ブルガリアの独立はすでにヨーロッパ各国で予測されていたという。馬場優(2006)『オーストリア=ハンガリーとバルカン戦争：第一次世界大戦への道』法政大学出版局、49-55; Roman Kodet (2009), "Austria-Hungary and the Ottoman Empire during the Bosnian Annexation Crisis 1908-1909", *Prague Papers on History of International Relations*, Jg.2009, 293.
- 23 詳細は以下の拙書を参照。村上亮(2017)『ハプスブルクの「植民地」統治—ボスニア支配にみる王朝帝国の諸相—』多賀出版、第2章。
- 24 Walter Winkelbauer (1975), "Das k.u.k. Reichsfinanzministerium ("Gemeinsames Finanzministerium") und seine Registraturen 1868-1918", *Mitteilungen des Österreichischen Staatsarchives*, Bd.28, 241; Petr Elbel et. al (Hg.) (2019), *Österreichische Archive: Geschichte und Gegenwart*, Brno: Masaryk University Press, 185-186.
- 25 大津留「アウスグライヒ」311。
- 26 Tamás Goreczky (2007), "Benjámín Kállay und die ungarische Delegation in den 1880er Jahren", *Öt Kontinens*, Jg.2007-1, 77. 図4の作成にあたっては以下を参照した。Winkelbauer, "Das k.u.k. Reichsfinanzministerium", 239-241; 村上『ハプスブルクの「植民地」統治』40-41。
- 27 Ferdinand Schmid (1914), *Bosnien und die Herzegovina unter der Verwaltung Österreich-Ungarns*, Leipzig: Veit, 22. 代議団会議に対する共通大臣の責任はオーストリア側の法律にのみ書かれている。Éva Somogyi (2000), "Die Delegation als Verbindungsinstitution zwischen Cis- und Transleithanien", in Adam Wandruszka (Hg.), *Die Habsburgermonarchie 1848 bis 1918*, Bd.7-1, Wien: Verlag der Österreichischen Akademie der Wissenschaften, 1148.
- 28 Valeria Heuberger (2000), "Politische Institutionen und Verwaltung in Bosnien und der Hercegovina 1878-1918", in Helmut Rumpler, Peter Urbanitsch (Hg.), *Die Habsburgermonarchie 1848-1918*, Bd.7-2, Wien: Verlag der Österreichischen Akademie der Wissenschaften, 2384-2385. 経済面についていえば、カーライの在職期間における工業生産の増加率は年平均およそ13%に達した一方、採算を度外視した鉄道建設は地方財政に重い負担となった。Michael Palaret (1997), *The Balkan Economies c.1800-1914*, Cambridge: Cambridge University Press, 223-225.
- 29 *Neue Freie Presse* (1903), datum: 14, 7, 1903.
- 30 Oskar Mitis (Hg.) (1939), *Joseph Maria Baernreither. Der Verfall des Habsburgerreiches und die Deutschen: Fragmente eines politischen Tagebuches 1897-1917*, Wien: Holzhausen, 141-142.
- 31 杉田英明(1995)『日本人の中東発見：逆遠近法のなかの比較文化史(中東イスラム世界2)』東京大学出版会、126。
- 32 新渡戸稲造(1903)「欧米漫遊雑感」『太陽』第9巻3号、93。本史料については、小林道彦先生(北九州市立大学)より教示を受けたことに深く感謝したい。これに関しては以下の拙稿も参照。村上亮(2021)「近代「植民地」における人と森林の付き合い方—ハプスブルク統治下ボスニア・ヘルツェゴヴィナを例として—」服部伸(編著)『身体と環境をめぐる世界史—生政治からみた「幸せ」になるためのせめぎ合いとその技法』人文書院、314-337。
- 33 *Die Ergebnisse der Volkszählung in Bosnien und der Hercegovina von 10.Oktober 1910* (1912), Landesregierung für Bosnien und die Hercegovina (Hg.), LXIV. スパヒヤはオスマンの軍事封土制度における騎士(シパーヒー)を指す。
- 34 ザドルガは一般的に大家族、ならびに共同や協力を意味する。今日でも販売組合や職人組合もザドルガと呼ばれ、その構成員数はおよそ10人から30人と考えられている。中根千枝(1970)『家族の構造：社会人類学的分析』東京大学出版会、48-50。
- 35 以下の拙書を参照。村上『ハプスブルクの「植民地」統治』第3章。
- 36 Arthur John Evans (1876), *Through Bosnia and the Herzegovina on Foot during the Insurrection, August and September 1875 with an Historical Review of Bosnia, and a Glimpse at the Croats, Slavonians, and the Ancient Republic of Ragusa*, London: Longmans, 57.
- 37 Franz-Josef Kos (1988), "Die Rückwirkungen der Peripherie auf das Zentrum. Der Aufstand in

- Süddalmatien/Südherzegovina 1881/1882 und die Aussenpolitik Bismarcks”, *Quellen und Forschungen aus italienischen Archiven und Bibliotheken*, Bd. 68, 378-379. K・カーザーは、蜂起の参加人数がおよそ 3000 人であり、その中核をなしたイスラム教徒とセルビア正教徒の参加率は 8.5% だったことを指摘したうえで、イスラム教徒はオスマン統治期にもっていた特権の剥奪、セルビア正教徒はクメット制度の維持と課税強化にそれぞれ不満を抱き、それが徴兵制導入を契機に爆発したとみる。このような思惑の相違により、反徒が統一的な目標を立てられなかったのである。Karl Kaser (1983), “Der Aufstand in der Hercegovina im Jahre 1882. Im Rahmen der Aufstandsbewegungen in Neunzehnten Jahrhundert. Die Frage nach seiner Qualität”, in Hamdija Ćemerlić (Hg.), *Naučni skup 100 godina Ustanka u Hercegovini 1882. godine*, Sarajevo: Akad. Nauka i Umjetnosti Bosne i Hercegovine, 95-101.
- ³⁸ Benjamin Kállay (1900), *Die Lage der Mohammedaner in Bosnien. Von einem Ungarn*, Wien: Holzhausen, 78.
- ³⁹ Tomislav Kraljačić (1987), *Kalajev Režim u Bosni i Hercegovini 1882-1903* [1882—1903 年間に於けるボスニア・ヘルツェゴヴィナのカーライ政権], Sarajevo: Veselin Maslesa, 494-508; Gerhard Neweklowsky (1996), *Die bosnisch-herzegowinischen Muslime. Geschichte, Bräuche, Alltagskultur*, Klagenfurt: Wieser, 65-66.
- ⁴⁰ J・ドーニャ/V・A・F・ファイン (佐原徹哉他訳) (1995) 『ボスニア・ヘルツェゴヴィナ史：多民族国家の試練』恒文社、104 ; Andrea Feldman (2017), “Kállay's Dilemma on the Challenge of Creating a Manageable Identity in Bosnia and Herzegovina (1882-1903)”, *Review of Croatian History*, vol.13-1, 107.
- ⁴¹ John Zametica (2017), *Folly and Malice: The Habsburg Empire, the Balkans and the Start of World War One*, London: Shephard-Walwyn Ltd, 126.
- ⁴² 村上「ブリアーン」73。
- ⁴³ Robin Okey (2007), *Taming Balkan Nationalism: The Habsburg 'Civilizing Mission' in Bosnia 1878-1914*, Oxford: Oxford University Press, 149.
- ⁴⁴ Lothar Höbelt (2010), “The Bosnian Crisis Revisited: Why did the Austrian Liberals oppose Andrassy?”, in Lothar Höbelt / T. G. Otte (eds.), *A Living Anachronism?: European Diplomacy and the Habsburg Monarchy*, Wien: Böhlau, 197.
- ⁴⁵ Baernreither, *Fragmente*, 13.
- ⁴⁶ Rudolf Sieghart (1932), *Die letzten Jahrzehnte einer Grossmacht: Menschen, Völker, Probleme des Habsburger-Reichs*, Berlin: Ullstein, 23.
- ⁴⁷ Robert A. Kann (1976), “Franz Ferdinand und die österreichischen Deutschen”, in Idem., *Erzherzog Franz Ferdinand Studien*, Wien: Verlag für Geschichte und Politik, 94.
- ⁴⁸ オーストリア国立図書館からの転載。https://onb.digital/result/BAG_12514154 (2021年1月5日閲覧)
- ⁴⁹ Solomon Wank (2009), *In the Twilight of Empire*, vol.1, Count Alois Lexa von Aehrenthal (1854-1912). Imperial Habsburg Patriot and Statesman, Wien: Böhlau, 82. ベルンライターとエーレンタール一族との関係は、彼がボヘミア議会議員を務めていた時のエーレンタールの父親との関係にさかのぼるといふ。Baernreither, *Fragmente*, 70.
- ⁵⁰ Baernreither, *Fragmente*, 96. 『政治的日記』のなかでベルンライターは「この政治家〔エーレンタールを指す〕は、外交官として引き起こした帰結に責任をとらねばならない」と書き記している。これは大戦後に書き足された可能性もあるが、少なくとも併合を第一次大戦の原因とみなしていたと考えられる。Baernreither, *Fragmente*, 102.
- ⁵¹ Baernreither, *Fragmente*, 80. ベルンライターは、第一次大戦の終戦直前にハンガリーがかねてより主張していたボスニアの領有権を否定する著作を公刊した。この時期までボスニアの領有が帝国両半部の争点だったことが推知できる。Joseph Maria Baernreither (1918), *Bosnien und die Herzegowina in der vorottomanischen Zeit*, Wien: Carl Fromme.
- ⁵² ベルンライターは商務相時代にアドリア海沿岸のスパルトを訪問した際、ボスニアのブゴイノとの連結を喫緊の課題と認識していた。しかしこの計画がハンガリーの反発により実現しないことへのいら立ちを綴っている。Baernreither, *Fragmente*, 55-56.
- ⁵³ Franz Adlgasser (Hg.) (2014), *Die Mitglieder der österreichischen Zentralparlamente, 1848-1918: konstituierender Reichstag 1848-1849, Reichsrat 1861-1918: ein biographisches Lexikon*, vol. 1, Wien: Verlag der österreichischen Akademie der Wissenschaften, 39-40; Mitis, Baernreither, XII-XIII.

- 54 Mitis, *Baernreither*, XIV-XXII. 議会におけるベルンライターの発言をみると、労働組合や労働者の疾病保険をはじめとする労働問題、二重制（アウスグライヒ）におけるオーストリアとハンガリーの関係、対外通商、少年刑法や少年の保護など、その内容は多岐にわたる。
- 55 Baernreither, *Fragmente*, 33.
- 56 Ferdinand Schmid (1914), *Bosnien und die Herzegovina unter der Verwaltung Österreich-Ungarns*, Leipzig: Veit, 1.
- 57 Baernreither, *Fragmente*, 50-51: 三宅「ベルンライター」84-85。『政治的日記』の訳文については三宅「ベルンライター」を参照しつつ、原著から訳出した。
- 58 Baernreither, *Fragmente*, 51: 三宅「ベルンライター」85。
- 59 Baernreither, *Fragmente*, 53: 三宅「ベルンライター」87。
- 60 Baernreither, *Fragmente*, 54-55: 三宅「ベルンライター」90-91。当該期ボスニアにおける初等教育については以下を参照。米岡大輔（2006）「ハプスブルク統治下ボスニア・ヘルツェゴヴィナにおける初等教育政策の展開」『東欧史研究』第28号、24-44。
- 61 Baernreither, *Fragmente*, 57.
- 62 Baernreither, *Fragmente*, 59.
- 63 Baernreither, *Fragmente*, 113-114: 三宅「ベルンライター」95-97。
- 64 三宅「ベルンライター」97。
- 65 Baernreither, *Fragmente*, 35-36.
- 66 Baernreither, *Fragmente*, 67.
- 67 Baernreither, *Eindrücke*, 1-3.
- 68 Baernreither, *Eindrücke*, 4-6（引用は6）。
- 69 『政治的日記』はドリナ川、サヴァ川の対岸にあたるボスニアの周辺地域では、クメット制度に類する物納制度がないため、この維持が悪影響を及ぼす可能性を記している。Baernreither, *Fragmente*, 64-65. 同時代のベオグラード大学教授B・マルコヴィチは、ハプスブルクのボスニア支配を批判するなかで「もっとも重要な問題のひとつ」農地問題が解決されず、「ボスニアの農民は経済的に破滅させられている」と糾弾した。Božidar Markowitsch (1908), *Die serbische Auffassung der bosnischen Frage*, Berlin: Ebering, 7.
- 70 Baernreither, *Eindrücke*, 9-10, 13.
- 71 Baernreither, *Eindrücke*, 13-15.
- 72 Baernreither, *Eindrücke*, 27. なお『政治的日記』には「ボスニア主義」構想がセルビア、クロアチアとボスニアの分断に失敗し、主要三宗派を接合できなかったことが明記されている。Baernreither, *Fragmente*, 59-60.
- 73 Baernreither, *Eindrücke*, 27-28.
- 74 Baernreither, *Eindrücke*, 27-30（引用は30）。この見解は、1908年の訪問時にボスニア行政のトップにあった文民補佐官ベンコの示唆による。Baernreither, *Fragmente*, 61.
- 75 進歩的なイスラム教徒、時のサラエヴォ市長E・クロヴィチが「トルコ（イスラム）進歩党」を設立した（1908年2月）。ベルンライターはボスニア訪問時にクロヴィチと面識を持っていたが、踏み込んだ話には至らなかったという。近藤「民族運動」324; Baernreither, *Fragmente*, 62.
- 76 クメットの森林用益の範囲をアガの森林に限定すること、農事訴訟の処理を公平におこなうこと、クメットの狩猟権を廃止することを主張した。Baernreither, *Eindrücke*, 32-33.
- 77 Baernreither, *Eindrücke*, 33-34. 当該期ボスニアのイスラム教徒については下記も参照。米岡大輔（2018）「帝国統治への抵抗と順応—ハプスブルクとボスニアのイスラーム—」『東欧史研究』第40号、138-147。
- 78 Baernreither, *Eindrücke*, 34.
- 79 Baernreither, *Eindrücke*, 16-17.
- 80 Baernreither, *Eindrücke*, 19-20.
- 81 Baernreither, *Eindrücke*, 21-22.
- 82 同紙は1905年に発刊された。当初の発行部数は500部（1905年）、予約購読数は430だった。ここでは「セルビア民族独立党」は「セルビア民族組織」に比べると小規模であったこと、クメットの解放や農地改革を強く求めていたことをあげておきたい。Srećko-Mato Džaja (1994), *Bosnien-Herzegowina in der österreichisch-ungarischen Epoche (1878-*

- 1918), München: Oldenbourg, 98, 220.
- ⁸³ Baernreither, *Eindrücke*, 22-23 (引用は 23) .
- ⁸⁴ Baernreither, *Eindrücke*, 23.
- ⁸⁵ Baernreither, *Fragmente*, 63.
- ⁸⁶ Baernreither, *Eindrücke*, 46-47.
- ⁸⁷ Baernreither, *Eindrücke*, 35-37.
- ⁸⁸ Baernreither, *Eindrücke*, 42.
- ⁸⁹ Baernreither, *Eindrücke*, 38-39, 47. (引用は 38)
- ⁹⁰ Baernreither, *Eindrücke*, 39-41, 43. (引用は 43)
- ⁹¹ これに関して南塚信吾は、平和時にある国家が別の国家の領土を「併合」する事態を「19世紀の世界史上稀有な出来事」としたうえで、ボスニア併合を「平時」における最初の併合の事例と記している。南塚信吾 (2018) 『「連動」する世界史：19世紀世界の中の日本 (シリーズ日本の中の世界史)』岩波書店、225-226。
- ⁹² Baernreither, *Eindrücke*, 49-51.
- ⁹³ Baernreither, *Eindrücke*, 52.
- ⁹⁴ Baernreither, *Eindrücke*, 57-58.
- ⁹⁵ Baernreither, *Eindrücke*, 52-53.
- ⁹⁶ Baernreither, *Fragmente*, 112.
- ⁹⁷ Baernreither, *Fragmente*, 69.
- ⁹⁸ Baernreither, *Fragmente*, 82.
- ⁹⁹ Haus-, Hof- und Staatsarchiv Wien, Nachlass Baernreither, Karton 43, Rede des Delegierten Dr. Baernreither über die bosnischen Angelegenheiten, gehalten am 29. Oktober, 1908, 3.
- ¹⁰⁰ 前出のマルコヴィチは「もしオーストリアーハンガリーが併合をめぐるボスニア・ヘルツェゴヴィナ住民の真の意見に関心があるのであれば、住民投票に委ねるのがよいだろう。もちろん自由な意見の表明が保証されたうえでのことであるが」と書きつけている。Markowitsch, *Die serbische Auffassung*, 10.
- ¹⁰¹ 後にベルンライターは貴族院において、クメットの自作農化のみならず、相続法やザドルガの規制、差し押さえ制度の改正、農業信用の整備、農業教育、広範な土地改良などを通じた「自由で定住地を持つ、進歩的な農民の生存を保障する」ことへの期待を提言した。*Stenographische Protokolle des Herrenhauses* (1909), 57 Beilagen, 19 Session, am 24.6.1909.
- ¹⁰² HHStA, Nachlass Baernreither, Karton 43, Rede des Delegierten Dr. Baernreither, 8.
- ¹⁰³ ハプスブルクの外交官 C・ドゥンバが自身の回顧録において論及した。Konstantin Dumba (1931), *Dreibund- und Entente-Politik in der Alten und Neuen Welt*, Wien: Amalthea-Verlag, 237-238.
- ¹⁰⁴ ベルンライターの文書群を編纂した O・ミティスは「帝国両半部において、南スラヴ諸民族との協調に向けたベルンライターの揺るがぬ努力があまりにもわずかな成果にしかつながらなかったことは、われわれはすでに彼の回顧録の前半部分において詳細に知っている」と書いている。Mitis (Hg.), *Baernreither*, VII.
- ¹⁰⁵ ベルンライターはディミトリエヴィチと 1908 年 11 月 9 日に会談した。その際にベルンライターは改めてボスニアにおける農地改革の必要性を訴えられたという。Baernreither, *Fragmente*, 103-104.
- ¹⁰⁶ Baernreither, *Eindrücke*, 55.
- ¹⁰⁷ 1909 年 5 月 24 日のレートリヒの日記には、その前日にベルンライターとボスニア憲法について協議した旨が記されている。Josef Redlich (Fritz Fellner and Doris A. Corradini (eds.)) (2011), *Schicksalsjahre Österreichs: die Erinnerungen und Tagebücher Josef Redlichs 1869-1936*, vol.1, Wien: Böhlau, 233.
- ¹⁰⁸ Redlich, *Schicksalsjahre*, vol.1, 297-298.